平成２９年（フ）第２９３６号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目42番地８　フォレストセゾン101
債務者　石田　和美
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３５５号
東京都府中市紅葉丘３丁目35番地の５鹿島荘103
債務者　岡本　　広
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４２６号
東京都八王子市子安町２丁目３番17号アークガーデン八王子407号
債務者　工藤　太雅
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０７号
栃木県小山市城北３丁目18番地19　ターニングビレッジＥ103号室、従前の住所栃木県小山市大字石ノ上484番地
債務者　山田　舞華
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第９７９９号
東京都大田区大森東５丁目11―14
債務者　塩崎　ゆう
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９０２号
横浜市戸塚区戸塚町2658番地　ヘリオトロープ103号
債務者　坂下　駿希
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９０３号
横浜市戸塚区戸塚町2658番地　ヘリオトロープ103号
債務者　坂下　美里（旧姓水木）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９１５号
神奈川県藤沢市石川４丁目677番地の１　市営永山住宅３―208
債務者　加太みどり
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９３７号
横浜市青葉区大場町114番地８
債務者　小畑この恵
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０号
大分県中津市大字宮夫258番地１　レオパレスリモン　208号
債務者　牟田　雄樹
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月29日午前10時40分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４７５号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町96番地の１　フォーブル後藤101、前住所静岡県浜松市東区上石田町1781番地の10　コーポゆうかり103
債務者　根本　洋一
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５０１号
静岡県浜松市中区葵東２丁目23番47号　アストロハイツⅠ　202号室
債務者　櫻田　哲男
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２９０６号
横浜市緑区西八朔町769番地52
債務者　吉本　裕唯
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８７１号
神奈川県大和市福田２丁目28番地４　シャルム桜ケ丘103号
債務者　押野　武男
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部